

平成 27 年 8 月 4 日

話題事項

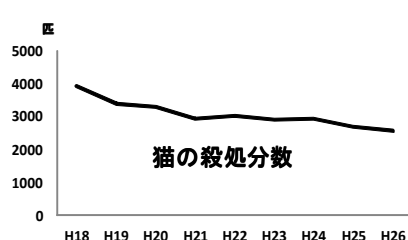
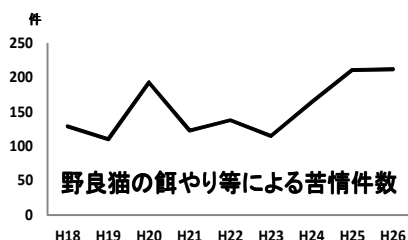
平成 27 年 8 月 3 日

資料提供済

「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正(案)」の骨子に係る県民意見募集（パブリックコメント）の実施について
～ 快適な生活環境をまもり、不幸な猫を増やさないために ～

和歌山県では、平成 20 年の動物愛護管理推進計画の策定後も、猫に起因する苦情は横ばい状態にあります。また、野良猫への無秩序な給餌等により地域の生活環境に支障が生じる問題も起こっています。

また、本県の猫の殺処分数は、この 10 年間に於いてあまり減少せず、人口 10 万人あたりでは、4 年連続ワースト 4 位（H 25 年 257.5 匹/10 万人、総数 2,521 匹）という状況です。



ワースト 5 (H25)

高知県	308.3 匹/10 万人
長崎県	301.6
愛媛県	264.4
和歌山県	257.5
山口県	240.1

本県では、生まれた子猫も含む飼い猫の野良猫化を防止することと、野良猫への無秩序な餌やり行為を防止し、これ以上野良猫を生み出さないようにするための仕組みについて検討してきました。

飼い猫の野良猫化を防止するため
飼い主の遵守事項の強化
所有明示
生活環境を損なわないこと

野良猫からの生活環境保全対策
地域猫対策の推進
野良猫への餌やりの禁止

そこで、地域の生活環境の保全及び猫の殺処分を削減するため、飼い主の義務を強化、無秩序な餌やりの禁止、地域猫対策の推進を規定する「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正(案)」の骨子をお示しし、改正に係る県民の皆様からの意見を募集します。

意見の募集期間

平成 27 年 8 月 4 日(火)から 9 月 7 日(月)まで

担当課	食品・生活衛生課
担当者	村上、梶本
電話	073-441-2624 (直通) 2630 (内線)

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正（案）に係る意見募集について

快適な生活環境をまもり、不幸な猫を増やさない。

県では、「人と動物が共生する潤いのある社会」の実現を目指し、和歌山県動物愛護管理推進計画（平成20年3月策定）に基づき施策を総合的に推進しています。

動物愛護管理推進計画の策定後も、猫に起因する苦情は横ばい状態にあります。また、野良猫への無秩序な給餌等により生活環境に支障が生じる問題も起こっています。

一方、本県の猫の殺処分数は、この10年間に於いてあまり減少せず、人口10万人当たりでは、4年連続ワースト4位（H25年 257.5匹/10万人、総数2,521匹）という状況です。

こうした状況を改善するため、県民の皆様にも、適正な飼養とマナーの向上をお願いしているところです。しかし、現行の法令では、不適正な飼養を行っている飼い主や無秩序な野良猫への餌やりに対する具体的なルールや実効性のある規定がなく、十分に機能していません。

そこで、状況を改善するための施策を進めるために「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正が必要と考えています。

人と猫が共生する潤いのある社会のための施策

飼い主と県民の皆様
に
し
て
い
た
だ
く
こ
と

飼い猫の野良猫化の防止

- ・所有者の適正飼養遵守の強化
（一部義務化）
名札装着 室内飼養 不妊去勢
生活環境を損なわない飼養

地域猫対策

- ・不妊去勢措置による野良猫の増加阻止
- ・餌やりとふん尿の適正処理による生活環境保全

飼い猫以外への餌やり禁止
地域猫対策の猫を除く

ボランティアと協働すること

地域猫対策への協力

譲渡ボランティア

県が
す
る
こ
と

地域猫対策への支援

譲渡の促進

その
結
果

生活環境上の支障が生じている状況を改善します。

野良猫を増やさない。

猫の殺処分数「0（ゼロ）」

条例の詳しい改正内容は次ページをご覧ください。

募集期間

平成27年8月4日（火）～平成27年9月7日（月）

応募方法

郵送、FAX、電子メール等によりご応募ください。（様式は自由です）
このリーフレットの裏面に「ご意見応募用紙」がありますのでご利用ください。

応募先及び
問合せ先

〒640-8585(住所記載不要)
和歌山県環境生活部県民局 食品・生活衛生課 食品衛生班
FAX: 073-432-1952 E-mail: e0316003@pref.wakayama.lg.jp
TEL: 073-441-2624(直通) お電話ではご意見の受付はいたしません。

注意事項

- ① ご意見に対して個別に回答は致しておりませんので、ご承知おきください。
- ② 頂いたご意見の内容については、個人が特定される情報を除き公開される可能性がありますので、ご承知おきください。

県民の生活環境の保全及び不幸な猫を減らす施策を実施するために、和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正を考えています。

条例の一部改正案(骨子)

飼い猫の所有者等の遵守事項【新設】

※飼い猫とは、所有者のある猫

- 名札等による所有者の明示を所有する猫(生後90日以内の飼い猫を除く。)に施すこと。
- 猫の健康や安全、並びに環境の保全の観点から、飼い猫の屋内飼養(外に出さず室内で飼うこと)に努めること。
- 屋内飼養でない場合は、不妊去勢手術等の繁殖防止措置を施すように努めること。
- 他人の土地等にした猫のふんを適正に処理すること。
- 猫により周辺的生活環境を損なう事態を生じさせないようにすること。
- 上記以外に、動物の所有者の遵守事項も加わります。



地域猫対策の定義【追加】

所有者のいない猫に不妊去勢手術を施すとともに、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理を行うことを言う。

県は、周辺的生活環境及び猫の引取り数の削減に配慮した地域猫対策その他の愛護及び管理に関する活動の支援又は調整を行うものとする。

地域猫対策を行う者の遵守事項【新設】

- 事前に地域猫対策を行うことの届出をすること。
- あらかじめ、地域周辺の住民に理解を得られるよう実施内容を十分に説明するよう努めること。
- 不妊去勢手術を速やかに施すこと。
実施済であることが判るように猫に処置を施すこと。
- エサを与える場所や猫のトイレの設置場所の使用について、場所の所有者等から必要な許可を得ること。
- 置きエサを行わず、時間を定めて与えること。
エサの残さも片付けること。
- 猫のトイレを設置し、排せつ物を片付けること。
- エサを与える場所や猫のトイレの周辺の清掃に努めること。



飼い猫以外の猫への給餌等の禁止【新設】

- 何人も自らの飼い猫以外の猫にエサ等を与えてはならない。
- ただし、次の場合は含みません。
 - (1)所有者等から給餌等を許された場合
 - (2)地域猫対策による給餌等を行う場合
 - (3)獣医師の診療(治療・手術など)に伴う給餌等を行う場合

勧告・命令・罰則(過料)【新設・追加】

- 次に掲げる者に対する勧告・命令・罰則(過料)をすることができる。
- 1 動物(ほ乳類・鳥類・は虫類)の所有者等の遵守事項に違反した者
(遵守事項) (1)動物の種類、発育状況等に応じて適正に給餌等を行うこと。
 - (2)動物の疾病予防等を行うこと。
 - (3)離乳前の動物をみだりに譲渡しないこと。
 - (4)動物の種類、習慣、飼養数、飼育目的等を考慮した施設を設けること。
 - (5)動物を飼養する場所を常に清潔にすること。
 - (6)動物が公園などの公共の場所又は他人の土地、建物等を汚したり壊したりしないようにすること。
 - (7)動物の鳴き声、体臭等による騒音・悪臭の発生、毛の飛散及び多数の昆虫の発生により、周辺的生活環境に支障を生じさせないようにすること。
- 2 飼い犬の所有者等の遵守事項に違反した者
(遵守事項) (1)飼い犬の種類、発育状況、健康状態等に応じて適正な運動をさせること。
 - (2)飼い犬の本能、習性、生理等を理解した上で、当該飼い犬に応じたしつけを行い、所有者等の制御に従うように訓練すること。
 - (3)飼い犬が公園などの公共の場所に排せつしたふんは、直ちに除去等を行うこと。
- 3 飼い猫の所有者等の遵守事項に違反した者
(遵守事項) 2ページの「飼い猫の所有者等の遵守事項」をご参照ください。
- 4 地域猫対策を行う者の遵守事項に違反した者
(遵守事項) 2ページの「地域猫対策を行う者の遵守事項」をご参照ください。
- 5 飼い猫以外の猫(地域猫対策の対象となる猫等の例外を除く)に給餌等を行った者
- 6 動物の飼養・保管が適正でないことにより、動物が衰弱等の虐待を受けるおそれのある事態が生じていると認められる場合、当該事態を生じさせている者

◆ 違反に対して、勧告・命令が行われます。
命令に従わない場合は、過料を徴収されることがあります。
なお、6においては、勧告なしに命令ができます。

ご意見応募用紙

様式は自由ですが、FAX等で送付いただく場合に、この用紙を切り取ってご利用ください。

応募先

〒640-8585(住所記載不要)

和歌山県環境生活部県民局 食品・生活衛生課 食品衛生班

FAX:073-432-1952 E-mail:e0316003@pref.wakayama.lg.jp

ホームページ: [http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/80-](http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/80-department/index.html)

[department/index.html](http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/80-department/index.html)

ふりがな

氏 名 :

年 齢 :

住 所 :

電話番号 :

()

※市外局番からご記入下さい